

【別紙2】学童保育所・学童クラブ運営委託料提案上限額
(1)年間における1支援単位あたり提案上限額

区分		上限額(年額)	算定式・単価	概要
① 人件費	基本額	7,252,000 円		常時2名配置(放課後児童支援員2名、補助員1名、代替職員1名)を想定。 ※「常時2名配置」は、大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)第10条第2項に定める放課後児童支援員の最低配置基準の配置。
	学童保育所等処遇改善事業	2,181,000 円		放課後児童支援員、補助員、代替職員の賃金改善を目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-①】を参照。
	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	919,000 円	①放課後児童支援員 …131,000円 ②経験年数が3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者 …198,000円 ③経験年数が5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者 …263,000円 ④経験年数が10年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した事業所長的立場にある者 …394,000円	放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進することを目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-②】を参照。
	放課後児童支援員等処遇改善事業	528,000 円	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数	学童保育所・学童クラブにおける放課後児童支援員や補助員等の職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。)の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続されることを目的とする。 加算額の算出方法及び加算の対象となる要件については【別紙2-③】を参照。 ※本委託料積算においては、常勤換算4名、事業実施期間12月として算定している。 (積算:11,000円×4名×12月=528,000円)
	障害児受入推進事業	2,352,000 円		常時2名配置に加えて、障害児を受け入れるためまたは障害児の受け入れを想定して受入体制を確保するために障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置するときに加算する。
	見守り体制強化加算	2,352,000 円		常時2名配置と障害児受入推進事業の対象職員に加え、配慮を必要とする児童への対応強化等を図るため、障害児受入推進事業費加算対象の職員を除き、1名以上の職員を配置する場合に加算する。
	人件費合計	15,584,000 円		
②管理費		720,000 円	児童単価1,500円×40人(定員)×12月	
③事務費		1,630,000 円	(①人件費+②管理費)×10%	
④賄材料費		1,056,000 円	児童単価2,200円×40人(定員)×12月	
合計		18,990,000 円		

(2)履行期間
(令和9年4月1日～令和13年3月31日)における提案上限額

令和9年度	18,990,000 円
令和10年度	18,990,000 円
令和11年度	18,990,000 円
令和12年度	18,990,000 円
合計	75,960,000 円

(参考)常勤職員の配置数に応じた上限額(在籍職員は4名と仮定する)

	2名	3名	4名
基本額	7,252,000 円	7,252,000 円	7,252,000 円
学童保育所等処遇改善事業	2,181,000 円	2,181,000 円	2,181,000 円
キャリアアップ処遇改善事業	919,000 円	919,000 円	919,000 円
放課後児童支援員等処遇改善事業	528,000 円	528,000 円	528,000 円
障害児受入推進事業		2,352,000 円	2,352,000 円
見守り体制強化加算			2,352,000 円
管理費	720,000 円	720,000 円	720,000 円
事務費	1,160,000 円	1,395,000 円	1,630,000 円
賄材料費	1,056,000 円	1,056,000 円	1,056,000 円
合計	13,816,000 円	16,403,000 円	18,990,000 円

※本業務は、社会福祉法(昭和26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項 に規定する消費税非課税事業に該当する。

※上記の年間における提案上限額及び履行期間における提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものである。